

保護者の方へ（重大事態についてのご説明）

第1 「いじめの重大事態」とは

1 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

法律では、「いじめ」とは、児童生徒に対して、その児童生徒と一定の人的関係がある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう、とされています。

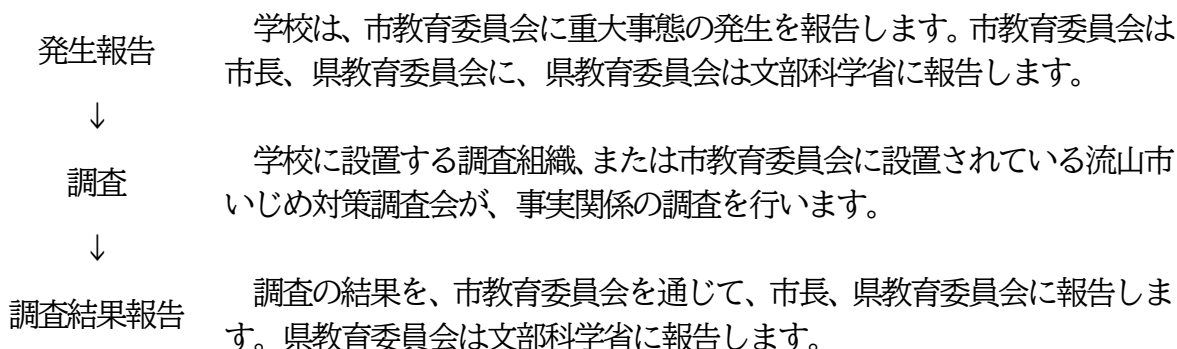
「いじめ」に当たるかどうかの判断は、行為を受けた児童生徒の立場に立って行います。行為をした側の児童生徒の認識にかかわらず、行為を受けた児童生徒が心や体に苦痛を感じていれば、「いじめ」となります。

2 「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

「重大事態」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 一 いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより児童生徒が相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いずれの場合も、事実関係が判明していなくても、「疑い」が生じていれば「重大事態」として調査を行う必要があります。



第2 調査についてのご説明

調査について、文部科学省の『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』に沿ってご説明します。

①調査の目的

- ・何があったのかを明らかにすること（※1）
- ・いじめをなくし、被害児童生徒とすべての児童生徒が心身の苦痛を感じることなく学校に通えるようになるためにできることを検討すること
- ・再発防止のために何をすべきか検討すること

（※1）重大事態の調査は、警察の捜査や裁判とは異なります。調査を行っても、何が事実なのか判断できないこともあります（意見の食い違いがあり目撃者も出ないときなど）。また、訴訟への対応や責任追及を直接の目的とするものではありません。

②調査主体（組織の構成、人選）

- ・学校か教育委員会のどちらかが調査主体となって調査を行います（※2）。どちらが調査主体となるかは、教育委員会が判断します。
- ・学校が調査主体となる場合は、学校に教職員を中心とした調査組織を設置します。教育委員会が調査主体となる場合は、流山市いじめ対策調査会が調査を行います。
- ・調査組織の構成については、調査主体を決定した後、別途ご説明します。

（※2）教育委員会が調査の主体となる場合でも、学校はいじめの対応を継続して行います。

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

- ・調査の開始時期や、調査にどのくらいの期間を要するかは、事案ごとの検討が必要なため、別途学校または教育委員会から説明します。
- ・定期報告について
調査の進捗状況、いじめの対応状況などの経過を、定期的に報告します。連絡の頻度や連絡方法などは、相談の上個別に決定します。調査状況については調査主体から、対応状況については学校から報告します。
経過報告では、今後の調査への影響や個人情報等を考慮して、報告できる内容を判断します。その時点で把握している情報の全てをお伝えできるということではありません。

④調査事項・調査対象

- ・調査の具体的なことについては、事案ごとに検討が必要なため、別途学校または教育委員会から説明します。

⑤調査方法

- ・調査の具体的なことについては、事案ごとに検討が必要なため、別途学校または教育委員会から説明します。

⑥調査結果の提供

- ・調査結果は、報告書にまとめ、文書でお渡しします。その際、個人情報の保護に関する法律に基づき提供できない部分はマスキング（黒塗り）して提供します。
- ・調査資料の提供について
調査資料の提供の希望がある場合には、個人情報の保護に関する法律に従い、提供できない部分を黒塗りにした上で提供するなど、可能な範囲で提供します。

【提供できない情報の例】

- ・個人名のはかるもの
- ・筆跡のはかるもの（直筆のアンケートなど）（※3）
- ・その他、個人を特定できる情報
- ・未確定な情報や不確実な情報
- ・提供することで調査に支障が生じるおそれがある情報（会議の詳細な記録や録音、本人以外の聴き取り記録など）
- ・聴き取りの録音（※4）

(※3) アンケートについて

アンケートで得られた情報は、個人名や筆跡等の個人情報を守るため、原則として、内容をタイピングし直し、個人名を伏せた状態で提供します。原本の写しをそのままご提供することはできません。

(※4) 録音について

録音の提供は原則として行いません。録音を提供するとした場合に関係者に調査に応じてもらいにくくなるなど今後の調査等への支障が生じるおそれがあること、また、聴き取り対象者の「声」も個人を特定できる情報であるためです。

- ・調査で収集した資料は、流山市いじめ防止基本方針の定めるところにより、少なくとも5年間保存します。

第3 調査に関するお願い

調査に関して、以下の事項にご理解、ご協力をお願いいたします。

1 調査は中立な立場で行うこと

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することが記載されていますが、一方で、調査は公正・中立に行うことや、加害児童生徒の心に寄り添いながら指導を行うことも記載されています。

学校・教育委員会・調査組織は、被害児童生徒・保護者に寄り添うことを第一に調査を行います。これは、学校・教育委員会・調査組織が、加害児童生徒に対する教育的配慮を行わないということではないことをご理解ください。

2 調査には強制力がないこと

学校や教育委員会、調査組織の行う調査は、関係者の任意の協力で行うものです。警察の捜査のような強制力はありません。調査を行っても、事実関係を明らかにできないこともあります。

3 対応は原則として執務時間内に行うこと

学校や教育委員会の対応は、原則として執務時間内に行います。緊急の場合を除き、時間外や休日の対応はできません。ご了承ください。

4 当事者が希望しない場合でも調査を行う必要があること

学校と教育委員会には、重大事態が発生した場合に調査を行うことが法律により義務付けられています。そのため、当事者が詳細な調査を望まない場合でも、一切の調査を行わないということではできません。この場合、学校と教育委員会は、自らの対応を振り返り検証するため、可能な範囲で調査を行います。

具体的にどのような調査を行うかは、事前にご説明します。

【流山市教育委員会 令和5年5月15日作成】